

## 四天王寺福祉事業団研修

『地域共生社会づくりに向けた社会福祉法人の役割——属性分野を超えた全世代交流型自立支援——』

日本地域福祉研究所理事長  
(公財) テクノエイド協会理事長  
大橋 謙策

(はじめに)

### I、戦後「第3の節目」としての地域共生社会政策

① 第1の節目 1961年国民皆年金皆保険、第2の節目 2000年介護保険、第3が 2015年、2016年、2017年と論議され政策化された地域共生社会政策

# 第3の“節目”ではなく、第5の“節目”ではないか？

(第1は1961年、第2は1971年「社会福祉施設緊急整備5か年計画」、第3は1990年社会福祉関係8法改正による市町村主権化、第4は公的介護保険、第5が「我が事・丸ごと地域共生社会政策」)

### II、地域共生社会政策の起点になった「新しい福祉提供ビジョン」

① 「地域における『新たな支え合い』を求めて——住民と行政による新たな福祉」  
(2008年3月,座長大橋謙策)

- i) 「制度と制度の谷間の問題」、 ii) 「複合的問題を抱えている家族」
- iii) 「引きこもりの問題」、 iv) 「生活技術能力がない世帯、人の問題」
- v) 「孤独・孤立問題」
- vi) 住民と行政によるパートナーシップによる地域・社会づくり——(ソーシャルサポートネットワークの4つの機能——情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情動的支援)の再構築

② 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現——新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン——」(2015年9月)

- i) 「8050問題」等の複合的問題に対応する全世代・全対象型地域包括支援
- ii) 対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点に支援を調整することである。制度ではなく、地域というフィールド上に展開する営みであり、個人のニーズに合わせて地域を変えていくという「地域づくり」に他ならない。個別の取組の積み重ねが大きな潮流になって地域を変えていく。
- iii) 複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援を分野横断的かつ包括的に提供するためのワンストップサービス
- iv) 新しい包括的な相談支援システムは「待ちの姿勢」ではなく、対象者を早期に、

かつ積極的に把握すること、すなわち「アウトリーチ」という考え方に立って運営することが重要である。

- v) 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことが求められる。
- vi) 福祉サービスを必要としている人は様々な生活課題を抱え、社会生活上の各種の脆弱性 (Vulnerable) を抱えている人 (ヴァルネラビリティ) も多いので、単にサービスを提供するだけでは問題解決につながらないことが多いので「伴走型」の支援 (ソーシャルワーク機能——報告者注記) が必要である。
- vii) 社会福祉法人が地域福祉の主要な担い手としての役割を果たすことができるよう、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の改革を確実に実施するための支援が重要である == 社会福祉法人の地域貢献
- viii) 地域によっては、その実情に応じ、高齢、障害、児童、生活困窮等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを構築できるようにするとともに、これを地域づくりの拠点としても機能させることが重要である。対象者を問わず、誰もが通い、福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる取組の一つに「小さな拠点 (多世代交流・多機能型の福祉拠点)」があり、そこを拠点として、誰もが何らかの役割を担い、人と人とが支え合うまちづくりの取り組みが広がることが期待される。
- ix) 「小さな拠点」の整備や総合的な支援提供の仕組みの構築の阻害要因の改善
- x) 福祉機器、ICTを活用したサービス利用者のQOLの向上とサービスの効率化、生産性の向上を図ることが必要

- # 2016年7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置  
2017年社会福祉法改正——「地域生活課題」の規定、上位計画としての「地域福祉計画の規定化」——「地域力強化検討会」最終まとめ (2017年9月)  
2020年社会福祉法改正——重層的支援体制の整備 (総合相談体制・参加支援・地域づくり)、社会福祉連携推進法人

### III、戦後作られてきた社会福祉の考え方の見直しと新たな視点・考え方

- ① 社会保障・社会福祉の考え方の見直し——1995年総務省社会保障制度審議会勧告「社会保障の再構築」——“最低限度の生活の保障”から“福祉サービスを必要としている人”の幸福追求、自己実現
- ② 住民と行政の協働——「地域における『新たな支え合い』を求めて——住民と行政による新たな福祉」(2008年3月)——憲法第89条、第25条と中央集権的機関委任事務体質・・・国家責任論、行政依存体質からの脱却

- ③ “対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点に支援を調整する”というソーシャルワーク機能の重視——1990年まで日本にはソーシャルワークはなかった。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムにソーシャルワークが入る——「伴走型」の支援とはソーシャルワーク機能であり、戦前社会事業の積極的側面と消極的側面を統合的に捉える考え方の復権
- ④ 1970年～1990年までの入所型社会福祉施設整備の時代の社会福祉のあり方が見直され、社会福祉法人の地域貢献（2016年）——「1法人1措置施設経営の“指導”」（2006年解除）——「社会福祉施設の社会化と地域化」（1978年）
- ⑤ 1971年「社会福祉施設緊急整備5か年計画」に基づく、コロニー大型施設からの脱却と2005年障害者自立支援法に基づく施設入所者の地域移行政策
- ⑥ 救貧的社会福祉観から脱却し、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を行使できる地域福祉の主体形成——社会福祉協議会の活動は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる——自由・平等の教育と博愛思想の教育の欠落
- ⑦ 家族を“含み財産”と考え、重厚長大の産業構造に基づく右肩上がりの経済が持続し、人口が増えること等を前提にしてきた社会保障の制度設計の崩壊と一人暮らし高齢者、一人暮らし障害者の地域で最期まで看取り、視線する地位生活総合支援サービスの必要性
- ⑧ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」（2011年成立）
- ・社会福祉法人許認可権の市への委譲、地域密着型サービスの設置要件などの市町村条例化
  - ・居宅介護事業所の市町村長許認可権（2015年度）

#### IV、地域福祉の考え方

日本の社会福祉は、2000年の社会福祉法への改称・改正以降、個人の尊厳、人間性の尊重を踏まえ、地域での自立生活を支援する地域福祉という考え方がメインストリームになった。

地域福祉とは、区市町村を基盤に在宅福祉サービスを整備し、地域での自立生活を支援するという目的を具現化することである。中でも、福祉サービスを利用することが今日のように一般化、普遍化しているにも関わらず、未だ福祉サービスの利用につながない福祉サービスを必要としているヴァルネラビリティのある人（社会生活上において傷つきやすく、各種の脆弱性を有している人）を発見し、それらの人々と信頼関係を築き、それらの人々も社会的に排除することなく、地域での自立生活を支援するという社会福祉の新しい考え方である。

地域での自立生活支援においては、従来行ってきた低所得者への金銭給付や属性分野別単身者への入所型施設における集団的、画一的なサービス提供方法やADL（日常動作能力）を軸にしたアセスメント（生活の診断、分析、評価）の方法、支援では不十分で、新たな視点と枠組みに基づくアセスメントと支援の在り方が問われることになる。

地域福祉は、従来の「福祉六法」体制にみられる属性分野毎に定められたサービスを縦割

り的に提供するのではなく、福祉サービスを必要としている人、あるいはその家族が必要としている多様なサービスを有機化し、本人は固より、家族への支援も含めて横断的、総合的にサービスを提供する新しい福祉サービス提供システムを創ることである。

時には地域で必要な福祉サービスを開発することやそれを具現化する財源確保方策も企画する。

地域福祉は上記のことを踏まえると必然的に区市町村社会福祉行政を再編成させざるを得ない。従来の「申請主義」を前提にした「待ちの姿勢」ではなく、「アウトリーチして問題を発見」し、ケアマネジメントの方法を活用して、それらの人々の問題を整理し、援助方針を「本人の求めと専門職の必要とする判断とその両者の合意」に基づき立案し、伴走的に、かつ継続的に関わるソーシャルワーク機能を展開できるシステムを区市町村に作ることである。

したがって、地域福祉を推進するためには、市町村の地域属性に即した地域福祉計画を策定することが重要になる。

更には、地域での自立生活支援においては、地域住民のエネルギーがプラスにもマイナスにも働くので、地域のヴァルネラビリティのある人に対する差別、偏見、蔑視を取り除き、排除しがちになる地域住民の社会福祉意識改革への取り組み（福祉教育）とそれらヴァルネラビリティの人々を包含し、支援するという個別支援を通して地域を変えていくという住民参画型の福祉コミュニティづくり、ケアリングコミュニティづくりが重要になる。

## V、社会生活モデルに基づく地域自立生活支援——医学モデル、入所モデルと違う

- ① 社会福祉の目的、社会福祉の根拠法源を憲法第25条に置くのではなく、憲法第13条の幸福追求権、自己実現の保障と憲法第25条の最低生活の保障の2つを法源とすべき——1995年『社会保障の再構築』
- ② 地域自立生活支援では家族が果たしてきた機能、入所型施設が提供してきた機能を地域において本人の求めと専門職が必要とした判断とを踏まえた両者の合意による支援方針の決定とケアマネジメント及びサービス提供が必要
- ③ その際に必要なアセスメントは、入所型施設でのADLを重視したアセスメント、疾病・治療における医学モデルのアセスメントではなく、社会生活モデルに基づくアセスメントが求められる  
(アセスメントの大項目===生い立ち、願い等のナラティブ、労働的・経済的自立、精神的・文化的自立、身体的・健康的自立、生活技術的・家政管理的自立、社会関係的・人間関係的自立、政治的・契約的自立、住居、ソーシャルサポートネットワーク)
- ④ 地域自立生活支援においては、専門職が集約的に集積している入所型施設、病院とは異なり、地域において専門多職種連携を意識的に行うチームアプローチが欠かせない
- ⑤ 地域自立生活支援においては、夜間・休日の宿直者がいないので、それに替わるシステムづくりと住民によるインフォーマルな見守り、支援が欠かせない
- ⑥ 2001年のWHOのICF（国際生活機能分類）に基づく、福祉機器、介社ロボット、補聴器等を活用して、生活環境を改善しての地域自立生活支援

- # 1 全国社会福祉協議会が1976年度より始めた「福祉施設長専門講座」は当初、「地域福祉論」として開設し、岡村重夫先生が担当。1988年から科目名を「社会福祉施設と地域社会」に改称し、大橋謙策が担当。2001年からは「地域福祉と社会福祉施設」で開講。大橋謙策は2007年度まで担当。
- ① 大橋謙策・1978年論文『施設の社会化と福祉実践』（日本社会福祉学会『社会福祉学』第19号所収、1978年、）
- 『施設の社会化論』には「施設の社会化」と「施設の地域化」の2つがある。
- i) 施設の地域化
- ・“施設空間・設備の地域化”
  - ・“施設職員の有している技術、知識の地域化”
  - ・“施設利用者の地域化”
  - ・“社会福祉法人全体機能の地域化”
- II) 施設の社会化
- ・児童館・老人福祉センター等の合築
  - ・公民館や保育所の合築
  - ・サービス利用者の相互乗り入れ
- ② 大橋謙策・1978年論文『施設の社会化と福祉実践』
- i) 入所型社会福祉施設の機能を「環境醸成」、「求め応ずるに相談援助」、「直接的サービス提供と支援」に構造化し、入所型施設が提供している6つのサービス・機能（空間的、精神的、栄養的、経済的、身辺自立的、医療管理的）を個々人の実態に即してサービスをパッケージ化することを提起（図参照）
- # 施設ケアを分節化させ、利用者の必要に応じて利用できるシステムを創れば、必ずしも入所施設に“収容”する必要がなく、地域での自立生活を支援でき、かつそれらの施設が住民の生活を守る共同利用施設になることを提起。
- II) 1987年に上記のものを踏まえて「在宅生活自立援助ネットワーク」を論述し、「居住空間サービス」、「家政サービス」、「保健医療サービス」、「経済サービス」、「自己実現サービス」からなるサービスの整備（項目毎に、より細かく分解したサービスを明示）の必要性とそれを統合的にサービスパッケージ化させる必要性を提起。
- その際に、地域住民の地域での社会関係的自立援助の総合相談窓口及びサービスをコーディネートする機能として、在宅福祉サービスセンターを設置し、通所型サービスの提供と訪問型サービスの提供の拠点施設にすることを提起
- （大橋謙策「社会福祉思想・法理念にみるレクリエーションの位置」（日本社会事業大学紀要・第34集所収、1987年、図参照）
- # 2 アメリカの哲学者、ミルトン・メイヤーロフ『ケアの本質——生きる事の意味』（ゆみる出版、1987年）。
- “一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現す

ることをたすけることである”（P 1 3），“ケアとは、ケアをする人、ケアをされる人に生じる変化とともに成長発展をとげる関係を指しているのである”（P 1 8 5）  
“ケアすることは、・・・世界の中であって、{自分の落ち着き場所にいる} ののである。他の人をケアすることをとおして、他の人々に役立つ事によって、その人は自身の生の真の意味を生きているのである”（P 1 5）

#### Ⅵ、家族のショックアブソーバー機能及び地域の支えあい機能の脆弱化とソーシャルサポートネットワークを再構築するコミュニティソーシャルワーク機能の必要性

- ① 1960年代末からの「新しい貧困」の登場と地域の支えあい機能の脆弱化
- ② 1970年頃の子ども・青年の発達の歪み（人間関係・社会関係の希薄化、成就感・達成感の喪失、生活技術能力の脆弱化、帰属意識・準拠意識の希薄化、自己表現能力の脆弱化）の指摘と「生きる力」
- ③ 都市化、工業化における「家庭の核家族化」と「家庭のショックアブソーバー機能の脆弱化」
- ④ 都市化による「遊び場」の喪失と家屋構造の変容に伴う「中間空間」（縁側・土間・上がり框）の喪失による社会関係の希薄化
- ⑤ 「街づくり」、コミュニティデザインにおける交流機能、居場所づくりの“復活”
- ⑦ 住民活動の触媒、社会開発の触媒としてのコミュニティソーシャルワーク機能

#### Ⅶ、「措置行政」、「カウンセリング的ケースワーク」的対応からの脱却とコミュニティソーシャルワーク機能の発揮及び地域包括ケアシステムの構築

- ① 「サービスを利用する者」への対応（医療スタイル）と「福祉サービスを必要とする者」の発見・支援のソーシャルワークスタイルとの違い——2000年社会福祉法
- ② 「福祉サービスを必要とする者」の属性的概況（ヴァルネラビリティ）と“駆け込み寺”敵機能を考慮した「福祉アクセシビリティ」（距離的近隣・身近性、属性分野毎に縦割りの的にたらい回ししない総合性、心理的に受容性）を配慮したワンストップサービスの必要性
- ③ 「福祉サービスを必要としている人」の「社会生活モデル」に基づくアセスメントの重要性——専門職の人間観、生活観とノーマティブニーズを重視したアセスメントの視点及び枠組み
- ④ 「求めと必要と合意」に基づくサービス提供における「福祉サービスを必要とする者」の「もとめ」・“食わず嫌い”・“自己覚知の脆弱性”の把握・理解の困難性——意思確認の重要性
- ⑤ 「福祉サービスを必要とする者」のソーシャルサポートネットワーク機能（情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情動的支援）の脆弱性と「ケアリングコミュニティ」の形成——社会教育との連携による地域住民の意識改革と「選択的土着民」の形成
- ⑥ 個別問題解決プログラムのプランニングと必要な地域資源との連携・開発
- ⑦ 制度的サービスのコーディネート機能とインフォーマルケア（家族介護力への幻想、

地域助け合い力への幻想)における4つのソーシャルサポートネットワーク機能の再構築及び有機的提供

⑧ コミュニティソーシャルワーク機能を展開できるシステムづくりとその人材確保・配置

(参考資料) (コミュニティソーシャルワークの機能)

コミュニティソーシャルワーク機能とはを整理、確認すると、①地域に顕在的、潜在的に存在する生活上のニーズ(生活のしづらさ、困難)を把握(キャッチ)すること、②それら生活上の課題を抱えている人、社会生活上の脆弱性を有している人や家族との間にラポール(信頼関係)を築くこと、③時には、信頼、契約に基づき対面式(フェイス・ツー・フェイス)によるカウンセリング的対応も行う必要があること、④その人や家族の悩み、苦しみ、人生の見通し、希望等の個人的要因(ナラティブ=物語)を大切にしつつ、⑤それらの人々が抱えている問題がそれらの人々の生活環境、社会環境との

関わりの中で、どこに問題があるのかという地域自立生活上必要な環境的要因に関しても分析、診断(アセスメント)すること、⑥その上で、それらの問題解決に関する目標、方針と解決に必要な方策(ケアプラン)を本人の求め、希望と専門職が支援上必要と考える判断とを踏まえ、両者の合意の下で策定すること、⑦その際には、制度化されたフォーマルケアを有効に活用すること、⑧そのうえで、足りないサービスについては、ボランティア活動や近隣住民、あるいは友人等のインフォーマルケア(非制度的支援)を活用したり、新しくサービスを開発するなど創意工夫して問題解決を図ること、⑨問題解決には、必要なサービスを統合的に提供するケアマネジメントの方法を活用するとともに、関わりのある多様な関係者の個別対応型支援ネットワーク会議を開催したりする等個別援助過程を基本的に重視しなければならないこと、⑩と同時に、その個別援助を支える地域を構築するために、個別対応型支援に必要なインフォーマルケア、ソーシャルサポートネットワーク(情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情報的支援)を開発し、それらを個別支援を必要としている人、家族に結び付くようにコーディネートを行うこと、⑪地域での個別支援を可能ならしめる地域づくりに関し、住民の排除、蔑視の意識を変え、問題解決に参加してもらえるよう“ともに生きる”精神的環境醸成、ケアリングコミュニティづくりを行うこと、⑫個別生活支援の外在的要因である生活環境・住宅環境の整備等も行うこと、⑬市町村の様々な社会福祉計画の上位、統合計画としての地域福祉計画を作ること等を同時並行的に、総合的に展開、推進していく活動、機能である。

したがって、この機能は個人としての力量もさることながら、全体のシステムとして市町村に確立されていることが重要である。(大橋謙策記)

## VIII、ICF（WHO・国際生活機能分類・2001年）の考え方とナラティブを尊重した自立支援

- ① ICIDH（WHO・国際障害分類・1980年）は身体的機能障害に着目し、それを固定的にとらえ、能力障害、社会的不利を産み出すとの直線的相関性を強調しすぎている
- ② ICIDHは、身体的機能障害をはじめとして、マイナス面に着目しすぎている
- ③ ICFは、身体的機能障害もさることながら、その人の障害には環境因子が大きな影響を有していることを重視している——医学モデルと社会モデルを統合した「社会生活モデル」を指向
- ④ 生活上の障害がどのようなレベルで起きるかを、生物個体レベル（心身機能）、生活レベル（日常生活の活動）、人生レベル（社会的役割・評価をもった参加）の3つのレベルから考え、障害を単なる心身機能障害と捉えず、生活機能障害と包括的な捉え方に変えた
- ⑤ 生活上の障害は相互に関連し、影響しあっている関係であることを明らかにした
- ⑥ 生活上の障害は個人因子に左右される部分も多いこと明らかにしたが、個人の生活体験などに関わって形成されてきた意欲、意志、希望に関わる部分は反映されていない。
- ⑦ 「出来ること」、「していること」、「せざるを得ないこと」、「する意欲があること」との違いが今ひとつ整理しきれしていない。
- ⑧ 福祉六法体制にみる「自立」論及び入所型施設・入院における単身福祉サービス利用者の「自立」——経済的自立とADL
- ⑨ 大河内一男社会政策論に引きつけられた社会福祉行政における自立論（社会事業は労働力保全に関わる補充・代替機能）——経済的自立、身体的自立がもたらす経済的自立——権田保之助の生活観
- ⑩ 憲法13条、社会福祉法に基づく福祉サービスを必要とする人の人間性の尊重及び個人の尊厳を踏まえた自立支援への転換——地域自立生活支援
- ⑪ 自立生活支援における6つの要素
  - (イ) 労働的・経済的自立
    - # 身体保持・立位保持機能への支援、移動手段、車イス+ロボット、ソーシャルエンタープライズ（水耕栽培と障害者の労働）
  - (ロ) 精神的・文化的自立
    - # アウトドア用福祉機器、コミュニケーション機器、ICT
  - (ハ) 生活技術的・家政管理的自立
    - # 生活支援ロボット——掃除ロボット、自動運転自動車
  - (ニ) 身体的・健康的自立



- # 服薬支援ロボット、自動排泄処理ロボット、食事介護ロボット
- (ホ) 社会的・人間的自立
  - # 補聴器、コミュニケーション機器、PC、
  - (ト) 政治的・契約的自立
- ⑫ 価値・目的、ナラティブ（本人の生育史、願い、思い）に照らしたアセスメントの視点・枠組みとICF——福祉用具の活用とフィティング及び自立支援計画の立案
- ⑬ ケアマネジメントにおけるサービスを必要としている人（ヴァルネラビリティ、利用しようと考えている人）へのエンパワーメントアプローチとサービスマネジメント・コストマネジメント
- # 1 在宅の「老老介護」、24時間365日包括ケアにおける福祉用具・福祉ロボットの活用（自動排泄処理装置、食事介護ロボット）
- # 2 高齢難聴者（推計1500万人）の自立生活支援におけるコミュニケーション能力と補聴器装用
- # 3 ICTを活用した生活圏の拡大とコミュニケーション支援機器（ロボット、認知症者向け電話）
- # 4 標準型車いすでの“ずっこけ坐位姿勢”と立位保持機能使用による生活圏の拡大
- # 5 パネルタッチ方式及びスマホを活用した実践の記録化と共通化
- # 6 「安全」の保障と「安心」の保障との違い——安心感をもってもらえる支援

#### IX、地域共生社会政策における包括的支援のあり方

- ① 相談のたらい回しをしないワンストップの包括的支援
- ② 多問題家族の全世代対応の包括的支援
- ③ 医療・保健・福祉・介護の包括的支援
- ④ フォーマルサービス（制度化されたサービス）と近隣住民、ボランティアによるインフォーマルケアとの包括的支援
- ⑤ 点と点を結ぶ制度化された在宅福祉サービスの提供と“伴走的支援”との包括的支援
- ⑥ 意思表示・意思形成支援と死後対応事務までの地域生活総合支援サービスによる包括的支援
- ⑦ 子どもの教育とその家族福祉を統合的に考える包括的支援
- ⑧ 住宅支援、就労支援と生活のしづらさ解消支援との包括的支援
- ⑨ 地域で暮らす単身高齢者、単身障害者が増大してきている状況を踏まえ、「最期まで、地域で暮らし、地域に見守られ、地域で看取られる地域生活総合支援サービス」という包括的支援

## X、地域共生社会政策における重層的支援のあり方と社会福祉法人の位置・役割

- ① 市町村を基盤とした在宅福祉サービス地区、日常生活圏域の設定の重層化  
介護保険の第2層圏域、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会
- ② 第2層圏域と旧来の小学校区レベルの第3層の重層化  
社会福祉協議会の地区社協、地区民生委員協議会との関係
- ③ 県の医療計画に定める医療圏域と社会福祉圏域との重層化
- ④ 生活困窮者自立支援法による県レベルの圏域、生活保護法による県レベルの圏域と町村社会福祉圏域との重層化
- ⑤ 介護保険実施主体の圏域と市町村を基盤とする社会福祉圏域との重層化
- ⑥ 県レベルと中核市レベルの多様な社会資源利用に関わる重層化
- ⑦ 県知事認可の社会福祉法人、市長認可の社会福祉法人、市町村認可の介護保険サービス事業者のサービス提供圏域と市町村社会福祉圏域との重層化  
—社会福祉法人の地域貢献としての災害時福祉避難所及び災害支援、社会福祉施設の「地産地消」と障害等の雇用創出、大阪府コミュニティソーシャルワークの実践
- ⑧ 小・中学校区及び高校学区と市町村社会福祉圏域との重層化
- ⑨ 特別支援学校の学区と市町村社会福祉圏域との重層化
- ⑩ 専門多職種が集積している施設のバックアップ体制、緊急対応体制を軸にした地域自立支援の重層化

## XI、地域共生社会政策を具現化させる「包括的、重層的支援システム」づくり

- ① 包括的、総合的ワンストップ相談機能システムの在り方と担当できる期間、職員の問題
- ② 第1線のワンストップサービスをバックアップするシステムと職員の力量——重症心身障害児や医療的ケア児、発達障害児者、精神障害者等への専門分化したバックアップ機能システムづくり——県の地域福祉支援計画との関係
- ③ ワンストップ相談機能で把握された個別課題支援とその支援における専門多職種連携のシステムづくり
- ④ 個別支援に必要なソーシャルサポートネットワークづくりと地域づくりとを統合的に展開できるシステムと職員の力量
- ⑤ 住民の協働を得る上での市町村社会福祉行政における住民参画の手だて
- ⑥ 社会福祉法人の地域貢献、民生委員活動と市町村社会福祉協議会とが一体的展開ができるシステムづくり
- ⑦ 市町村社会福祉協議会内部の縦割り組織を再編し、担当地域制の組織に変え、そ

の地域内の生活副K氏資金、生活困窮者支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の業務と地域づくりとを一体的に展開することと職員のCSW（コミュニティソーシャルワーク）機能の習得の研修機会の確保

- ⑧ 市町村社会福祉行政における地域福祉担当の総合企画部門の設置——改正社会福祉法による財源措置
- ⑨ 2017年改正社会福祉法による“上位計画”としての地域福祉計画の策定
  - ・「地域生活課題」から「地域社会生活課題」の把握
  - ・市町村教育振興計画との整合性

（2021年2月20日記）